

Learn together

（らーん・とぅげざー 共に学ぼう）

～助け合う 心でつなごう 地域の未来～

石川県民生委員児童委員協議会連合会 広報誌

第2号
発行
令和3年
12月23日

高齢者等の避難支援をはじめとした 地域防災力の向上に向けて

石川県危機管理監室危機対策課長
荒木 浩一氏

近年、全国各地で豪雨災害が頻発し、逃げ遅れなどにより、高齢者を中心に多数の方が被害に遭われています。こうした状況を踏まえ、災害時の避難に支援が必要な高齢者や障がい者などの避難行動要支援者ごとに、避難方法や避難支援者などを予め定めておく個別避難計画の作成が市町の努力義務となりました。

これまで、一部市町では、民生委員・児童委員の方々に地域の見守り活動として、計画作成に取り組んで頂いておりましたが、避難支援者が見つからない、一人の民生委員・児童委員が複数の方を担当するなど様々な課題があり、大変苦慮されているとお聞きしております。

一方で、実効性のある計画とするためには、作成主体となる市町職員のほか、地域の自主防災組織の方々や介護支援専門員等の福祉専門職の方々など幅広い方々の連携が重要とされています。

民生委員・児童委員の方々には、実効性のある個別避難計画が一つでも多く作成できるよう、引き続きご協力をお願いいたします。



避難行動要支援者対策（個別避難計画）

個別避難計画

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るため、個別計画の作成を市町の努力義務化

- **避難行動要支援者名簿に掲載された方お一人ごと**に、避難支援を行う人や避難先などを盛り込んだ**避難支援等を実施するための計画**

【個別計画作成の対象者】

- ・ 避難行動要支援者名簿の情報を避難支援等実施者などに提供することに同意
- ・ 災害時における避難の支援等を希望

【記載事項】

氏名、住所、血液型、緊急連絡先、かかりつけの病院、特殊な医薬品、避難所で考慮して欲しいこと（服用薬、必要な医療ケアなど）など

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府）

- **防災担当や福祉担当等の関係部署の共同体制で実施**
 - ・ 庁内の防災担当部局や福祉担当部局など関係部局や、庁外の福祉関係者等との連携を促進し、実効的な支援体制を構築する。
- **市町が主体となり、福祉専門職をはじめ様々な関係者と連携して作成**
 - ・ 個別避難計画を連携して作成する関係者としては、庁内の横断的な組織のほか、庁外の介護支援専門員や相談支援専門員などの福祉専門職、民生委員、町内会・自治会等、自主防災組織、地域医師会、居宅介護支援事業者や相談支援事業者などの福祉事業者、社会福祉協議会などの職種団体などがある。



我が市町の民児協

このコーナーは石川県内に19ある市町の民児協の紹介です。

今回は**珠洲市民生委員児童委員協議会**です。

珠洲市民児協の概要

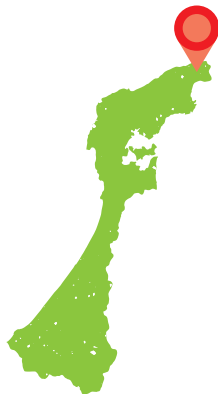
人口：13,434人（令和3年8月31日現在）

単位民児協数：7地区

民生委員・児童委員数：57人

主任児童委員数：8人

会長：若山 博行



珠洲市

珠洲市民児協は、公民館単位による10地区民児協により組織され、その地区民児協の会長（10名）による理事会を中心に運営しています。

単位民児協としては7地区で設置されており、民生委員・児童委員、主任児童委員の連携をはかるとともに、子育て世帯から高齢者世帯の活動上での悩みや困難な課題を抱える

世帯へ向けた支援の方法等、情報共有や相談の場として、月に1回程度の「定例会」を開催しています。また、行政等の関係機関の出席を求め研修や学習の場を設けるなど、個々の委員活動を支える重要な役割の場となっています。

事業・活動等について

珠洲市民児協では、重点項目の1つとして「地域見守りネットワーク事業の推進」を図っています。

少子化や核家族化の進行、生活様式の多様化などにより、一人暮らし高齢者や高齢者世帯が増加するとともに、地域における人間関係の希薄化から社会的孤立などの問題も発生しています。

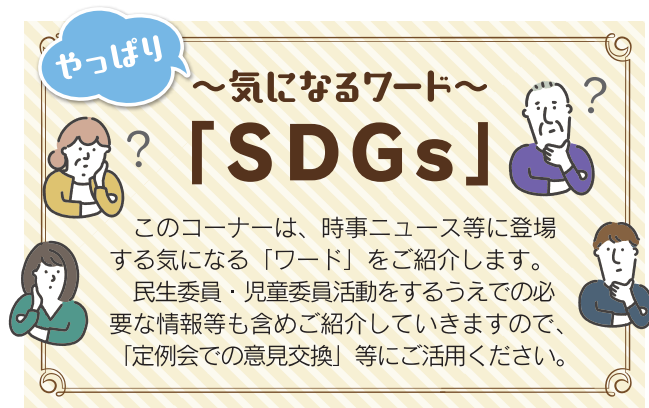
珠洲市の高齢化率は、既に50.6%（令和3年4月1日現在）を超えており、今後もさらに増加することが見込まれています。こうした中で高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために

も、民生委員・児童委員の役割はますます重要となっています。社会福祉協議会をはじめ各関係機関との連携を図り、平時より地域での見守りが必要な高齢者や障がいのある方などに対するきめ細やかな見守りや声かけ、安否確認を行うなど、孤立化の予防に努めています。

こうした活動を通して、地域住民と「顔の見える関係」を構築し、地域のつなぎ役、住民の最も身近な相談者として日々活動しています。

また、地区社協会員でもある民生委員・児童委員、主任児童委員は、関係団体と協力・連携を図りながらさまざまな事業に取り組んでいます。「見守り・支えあいマップ」の作成や更新、高齢者への見守りを兼ねた花鉢等の配布や配食活動、学校へ訪問し児童の健全育成を行うなど、今後も地域住民との関わりを大切にしながら活動を展開していきます。





SDGsと民生委員・児童委員の役割

島根大学教育学部
教授 作野 広和氏

SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは、“Sustainable Development Goals”の略称で、「持続可能な開発目標」と訳されます。SDGsは、2030年までに持続可能でよりよい世界を実現させるための国際目標であり、2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択されました。具体的には、17のゴールと、169のターゲットから構成されています。読者の皆さんも、SDGsのロゴとともに示されるカラフルなデザインや、円形のアイコンを目にされる機会も多いと思います。

SDGsは、民生委員・児童委員の役割を体現した存在といえます。例えば、目標1の「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」は、民生委員・児童委員の皆さんが担う、地域内の生活困窮者や貧困世帯の子どもたちへの支援に重なります。また、目標3「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を保障し、福祉を促進する」、目標10「各国内及び各国間の不平等を是正する」などは、民生委員・児童委員の活動そのものであるといえます。さらに、目標11に示される「包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する」社会とは、民生委員・児童委員による不断の努力によって実現する社会像であるといえます。このように、SDGsは民生委員・児童委員の存在を保障するものであり、向かうべき方向性を示しています。

ところで、SDGsが掲載されている「持続可能な開発のための2030アジェンダ」には、「地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現が謳われています。身近な地域に

おいてこのような社会を実現するためには、地域住民が相互に支え合う「地域共生社会」を構築することが必要であります。そして、「誰一人取り残さない」ために、今後も民生委員・児童委員によるきめ細かな活動が求められます。このように、SDGsを共通目標として掲げる社会において、民生委員・児童委員の役割は益々重要になってくると思われます。

団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年を目前に控え、地域社会を構成する住民は一層高齢化し、民生委員・児童委員の確保も難しくなりつつあります。このような状況に対応するため、地域における多くの慣習を見直すとともに、少数でも支えあえるような地域社会の仕組みづくりが求められます。その際、SDGsの理念に照らし合わせて検討することも考えられます。このように、SDGsは縮充社会を構築する上で、共有すべき行動指針であるといえます。

※ 「SDGs」 17の目標



－ ヤングケアラーについて －

近年、「ヤングケアラー」に対する関心が高まっており、複数の実態調査も行われています。

「ヤングケアラー」の背景には、少子高齢化や核家族化の進展、共働き世帯の増加、家庭の経済状況の変化など、さまざまな要因があるとされ、

関係機関・団体等がしっかりと連携し、早期発見・支援につなげる取組が求められています。

下記、イメージ図については、一般社団法人日本ケアラー連盟より、「一人でも多くの皆様に、ケアラー及びヤングケアラーについてご理解いただければ幸いです。」とコメントとともにご許可を得て掲載させていただきましたので、ご覧ください。

ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : Izumi Shiga

相談機関連絡先の一部を掲載します。

児童相談所 相談専用ダイヤル

いちはやくおなやみを

電話番号：0120-189-783 (フリーダイヤル)

受付時間：24時間受付(年中無休)

※令和3年7月から無料化

24時間子供SOSダイヤル(文部科学省)

なやみおう

電話番号：0120-0-78310 (フリーダイヤル)

受付時間：24時間受付(年中無休) ※通話料無料

子どもの人権110番(法務省)

「いじめ」や虐待など、子どもの人権問題に関する専用相談電話です。

電話番号：0120-007-110 (フリーダイヤル)

受付時間：平日8:30～17:15 ※通話料無料

土・日・祝日・年末年始は休み

編集後記

初号の発行後、反響が気になり当地の会議で尋ねてみました。広報誌自体は認識しているが、内容までは「チョット」や「そのようなものがありました?」という反応でした。私見ですが配布されている書類や資料の山に埋もれてしまっているのではないかと感じました。

再読して意見等を後日に伺いたいとお願いし散会しました。その結果「ペーパーレスにできないのか」という予想外の意見で少し面食らいました。委員皆様のご意見、ご感想を下記または、市町民児協会長にお寄せください。この広報誌が皆様のお役に立ちます事を願っております。

総務委員会副委員長 今村 信次
(小松市)

ご意見・ご感想をお寄せください。

発行日 令和3年12月23日

発行者 石川県民生委員児童委員協議会連合会

編集 石川県民生委員児童委員協議会連合会 総務委員会

事務局 〒920-8557 金沢市本多町3丁目1番10号

(石川県社会福祉協議会 地域福祉課内)

TEL:076-224-1212 FAX:076-222-8900